

説明資料	
担当課 (担当者)	下水道企画課 植村洋巳
電話 (外線)	80-3110 0857-20-3315

鳥取市下水道等事業運営審議会の答申について

平成27年11月26日に鳥取市下水道等事業運営審議会会長より、鳥取市長に対し、鳥取市下水道等使用料を別表のとおり改定することが適当であるとする答申が提出されました。

1 料金改定の概要

本答申に従って料金を改定した場合、平成28年10月1日以降の請求分から平均改定率(*) **14.6%**の値上げとなります。

一般家庭等における料金比較（1ヵ月、税抜き）

使用水量	現行	答申	値上げ額
8 m ³	904円	1,172円	268円
20 m ³	2,212円	2,516円	304円
30 m ³	3,672円	4,176円	504円

(*)平均改定率：新料金で試算した場合、現行料金に比べて料金収入全体で何%増加するかを表したものの。

2 料金改定の主な要因

- (1)人口減少、企業の節水対策の向上による使用料収入の大幅な減少
- (2)物価上昇等による諸経費の値上がり
- (3)下水道等施設の修繕費、更新費の増大

3 平成28年度～30年度における財政状況の見込み

使用料収入総額	約82億円
使用料で賄うべき経費総額	約96億円
収入不足額	約14億円
平均経費回収率(*)	85.4%

(*)経費回収率(%)＝使用料収入／使用料対象経費×100

4 審議会の審議経過

次項「5 料金改定の基本的な考え方」に基づき、経費回収率は100%を目指すべきとの意見が多数ありましたが、その場合、平均改定率は17%になることから、これを抑制する観点から今後3年間で使用料対象経費の2%以上を企業努力により削減することとし、このたびの平均改定率は14.6%とすることが適当との答申がなされました。(各水量区分単価は別表1のとおり)

5 料金改定の基本的な考え方

- ア 公正性・妥当性を確保すること。
- イ 受益者負担を原則とし、将来世代への負担の先送りは極力行わないこと。
- ウ 経営の効率化による経費削減等を前提とすること。
- エ 一般家庭に対し急激な負担増とならないよう配慮すること。

別表 1

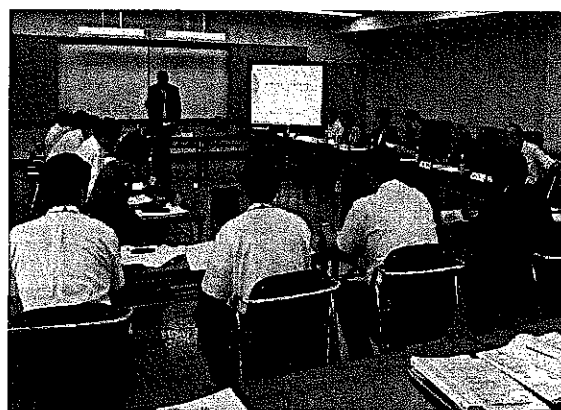
下水道等使用料比較（1ヵ月料金、税抜き）

汚水の排出量による区分		使用料単価	
		現行	答申
基本料金		856円	956円
従量料金 （1m ³ につき）	0m ³ を超え8m ³ まで	6円	27円
	8m ³ を超え20m ³ まで	109円	112円
	20m ³ を超え30m ³ まで	146円	166円
	30m ³ を超え50m ³ まで	161円	183円
	50m ³ を超え100m ³ まで	183円	208円
	100m ³ を超え200m ³ まで	194円	221円
	200m ³ を超え500m ³ まで	203円	231円
	500m ³ を超え1,000m ³ まで	224円	255円
	1,000m ³ を超える分	256円	291円
特別料金(*) 1m ³ につき		107円	122円

(*) 特別料金とは、一般公衆浴場汚水及び共同浴場汚水並びにプール用汚水にかかる特別汚水の使用料金のこと。



答申を読み上げる松見会長(左)、深澤市長(右)



鳥取市下水道等事業運営審議会の様子